

石川県公報

平成30年6月25日(月曜日)

号 外

(第 53 号)

目 次

条 例		
○石川県税条例等の一部を改正する条例 (税 務 課)	1	○いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例 (少子化対策監室) 14
○産業集積の形成及び活性化のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例 (同)	11	○石川県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例 (農業基盤課) 15
○病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 (医療対策課)	12	○金沢港機能強化整備基金条例 (港 湾 課) 16
○旅館業法施行条例及び石川県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例 (薬事衛生課)	13	○いしかわ景観総合条例の一部を改正する条例 (都市計画課) 17
		○石川県営住宅条例の一部を改正する条例 (建築住宅課) 18

条 例

石川県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年六月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十一号

石川県税条例等の一部を改正する条例

(石川県税条例の一部改正)

第一条 石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項及び第三項中「によつて」を「により」に改める。

第四十三条中「の者」を「に掲げる者」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第八十三条に次の三項を加える。

- 2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める重量をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。

区 分	重 量
一 喫煙用の製造たばこ	
イ 葉巻たばこ	1グラム
ロ パイプたばこ	1グラム
ハ 刻みたばこ	1グラム
二 かみ用の製造たばこ	1グラム

三 かぎ用の製造たばこ

ニグラム

3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、法第七十四条の四第三項第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数、同項第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び同項第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

4 前二項に定めるもののほか、これらの規定により重量又は金額を本数に換算する場合の計算その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、令第三十九条の九の二で定めるところによる。第八十四条中「八百六十円」を「九百三十円」に改める。

附則第七条第三項中「第三十七条の七」を「第三十七条の六」に、「第三十七条の九の四又は第三十七条の九の五」を「第三十七条の八又は第三十七条の九」に改める。

附則第十二条の四第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第二条 石川県税条例の一部を次のように改正する。

第八十三条第三項中「〇・八」を「〇・六」に、「〇・二」を「〇・四」に改める。

第百三十九条第一項第二号中「号及び第百四十四条の十第一項」を「節」に改める。

第百四十一条第二項中「環境性能割の」を「前二項の規定によるほか、環境性能割の」に、「前項の規定にかかわらず、同項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 環境性能割の納税義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請を行い、併せて石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年石川県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第百三十九条第一項又は前条の規定による申告書の提出を行う場合には、前項の規定にかかわらず、同項の証紙に代えて、同項の環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。）に相当する現金を納付しなければならない。

第百四十四条の九第三項中「次条第一項」を「第百四十四条の十第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（種別割の徴収の方法の特例）

第百四十四条の九の二 納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条第一項の規定による申告書の提出を行う場合に

は、前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を省令第九条の十六に規定する方法により徴収する。

第三条 石川県税条例の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「この節」の下に「(第五十二条第二項及び第三項を除く。)」を加える。

第五十二条中「申告書」を「規定による申告書(次項及び第三項第一号において「納税申告書」という。)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 特定法人である内国法人(法第二十三条第一項第三号イに規定する内国法人をいう。)は、納税申告書により行うこととされ、又は納税申告書に法若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類(以下この項において「添付書類」という。)を添付して行うこととされている法人の県民税の申告については、前項の規定にかかわらず、省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項を、法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法その他省令で定める方法により知事に提供することにより、行わなければならない。

3 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

一 納税申告書に係る事業年度又は連結事業年度開始の日(法第五十二条第二項第四号に掲げる公共法人等にあつては、前年四月一日)現在における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人

二 保険業法に規定する相互会社

三 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十二項に規定する投資法人(第一号に掲げる法人を除く。)

四 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社(第一号に掲げる法人を除く。)

第五十五条第一項第一号ロ中「個人、」の下に「投資法人、」を加え、「(昭和二十六年法律第九十八号)」を削り、「投資法人、」を「投資法人をいう。第六十条第四項第三号において同じ。)、特定目的会社、」に改め、「(平成十年法律第五号)」を削り、「特定目的会社」の下に「をいう。第六十条第四項第四号において同じ。)」を加える。

第六十条を次のように改める。

(法人の事業税の申告納付)

第六十条 事業税の納税義務がある法人は、法第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八及び第七十二条の二十九の規定による申告書(次項において「申告書」という。)並びに法第七十二条の三十一第二項及び第三項の規定による修正申告書(以下この条に

において「納税申告書」と総称する。)並びに法又はこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類(第三項において「添付書類」という。)を知事に提出し、並びにその申告した事業税額を納付しなければならない。

- 2 事業税の納税義務がある法人は、申告書の提出期限後においても第六十一条第一項に規定する決定の通知があるまでは、申告書を提出し、及びその申告した事業税額を納付することができる。
- 3 特定法人である内国法人(法第七十二条の十九に規定する内国法人をいう。)は、納税申告書により行うこととされ、又は納税申告書に添付書類を添付して行うこととされている法人の事業税の申告については、前二項の規定にかかわらず、省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項を、法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法その他省令で定める方法により知事に提供することにより、行わなければならない。
- 4 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

- 1 納税申告書に係る事業年度開始の日現在における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人

- 1 保険業法に規定する相互会社

- 3 投資法人(第一号に掲げる法人を除く。)

- 4 特定目的会社(第一号に掲げる法人を除く。)

第六十七条の二第二項中「によつて」を「により」に改め、同条第四項中「(昭和三十年法律第三十七号)」を削る。

第六十七条の六の次に次の一条を加える。

(地方税関係手続用電子情報処理組織による申告の特例)

第六十七条の六の二 特定法人(消費税法第四十六条の二第二項に規定する特定法人をいう。)

である事業者(前条各項の事業者に限る。)は、同条の規定により、同条各項の規定による申告書(以下この条において「納税申告書等」という。)により行うこととされている譲渡割の申告については、前条の規定にかかわらず、省令で定めるところにより、納税申告書等に記載すべきものとされている事項を、省令で定めるところにより、法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法その他省令で定める方法により知事に提供することにより、行わなければならない。

第八十三条第三項中「〇・六」を「〇・四」に、「〇・四を」を「〇・六を」に改める。

第八十四条中「九百三十円」を「千円」に改める。

附則第十条の三第二項後段を次のように改める。

この場合において、第六十七条の六第一項及び第二項の規定による申告に係る同条第一項及

び第二項並びに第六十七条の六の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十七条の六第一項及び第二項	知事	税務署長
第六十七条の六の二	前条各項	前条第一項及び第二項
) は、同条) は、同条第一項又は第二項
	同条各項	同条第一項又は第二項
	については、前条	については、前条第一項及び第二項
	、法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法その他省令で定める方法により知事に	あらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織(国税庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))とその申告をする事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法として省令で定める方法により

第四条 石川県税条例の一部を次のように改正する。

第八十三条第三項中「〇・四を」を「〇・二を」に、「〇・六」を「〇・八」に改める。

第八十四条中「千円」を「千七十円」に改める。

第五条 石川県税条例の一部を次のように改正する。

第八十三条第三項中「第七十四条の四第三項第一号」の下に「及び第二号」を加え、「紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数、同項第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び同項第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した」を削る。

(石川県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第六条 石川県税条例等の一部を改正する条例(平成二十七年石川県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「は、二十八年新条例」を「は、石川県税条例」に改め、同項第三号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第十七項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「二百四円」を「二百七十四円」に改める。

附則第十八項の表附則第九項の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改め、同表附則第十項の項中「平成三十一年九月三十日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

(石川県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第七条 石川県税条例の一部を改正する条例(平成二十九年石川県条例第二十六号)の一部を次の

ように改正する。

附則第二項から第四項まで、第八項及び第九項中「新条例」を「改正後の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条中石川県税条例第八十三条に三項を加える改正規定及び同条例第八十四条の改正規定並びに第六条並びに附則第五項から第十項までの規定 平成三十年十月一日
 - 二 第一条中石川県税条例第四十三条の改正規定及び同条例附則第七条第三項の改正規定 平成三十一年一月一日
 - 三 第二条並びに附則第十一項、第二十五項及び第二十六項の規定 平成三十一年十月一日
 - 四 第三条(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第二項から第四項までの規定 平成三十二年四月一日
 - 五 第三条中石川県税条例第八十三条第三項及び第八十四条の改正規定並びに附則第十二項から第十七項までの規定 平成三十二年十月一日
 - 六 第四条及び附則第十八項から第二十三項までの規定 平成三十三年十月一日
 - 七 第五条及び附則第二十四項の規定 平成三十四年十月一日

(県民税に関する経過措置)

- 2 前項第四号に掲げる規定による改正後の石川県税条例(以下「三十二年新条例」という。)第五十二条の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

- 3 三十二年新条例第六十条の規定は、附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)

- 4 三十二年新条例附則第十条の三第一項後段の規定により読み替えられた三十二年新条例第六十七条の六の二の規定は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の七十八第三項に規定する課税期間が附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日以後に開始する場合について適用し、当該課税期間が同日前に開始した場合については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

- 5 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課

すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

- 6 平成三十年十月一日前に石川県税条例第八十一条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（同条例第八十五条第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下「売渡し等」という。）が行われた地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号。以下「平成三十年改正法」という。）による改正前の地方税法第七十四条第一号に規定する製造たばこ（石川県税条例等の一部を改正する条例（平成二十七年石川県条例第三十二号）附則第六項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この項から附則第十項までにおいて「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する石川県税条例第八十一条第一項に規定する卸売販売業者等（以下「卸売販売業者等」という。）又は平成三十年改正法第一条の規定による改正後の地方税法第七十四条第一項第四号に規定する小売販売業者（以下「小売販売業者」という。）がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第五十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。
- 7 前項に規定する者は、当該製造たばこの貯蔵場所又は当該製造たばこを直接管理する小売販売業者の営業所ごとに、平成三十年改正法附則第十条第三項に規定する申告書を平成三十年十月三十一日までに、知事に提出しなければならない。
- 8 前項の規定による申告書を提出した者は、平成三十一年四月一日までに、当該申告書に記載した平成三十年改正法附則第十条第三項第二号に掲げる道府県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 9 附則第六項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、附則第一項第一号に掲げる規定による改正後の石川県税条例の規定中県たばこ税に関する部分（同条例第八十三条第一項、第八十四条、第八十五条、第八十六条の二、第八十六条の五及び第八十六条の六の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十三条第二項	前項	石川県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年石川県条例第二十一号。以下この節において「平成三十年改正条例」という。）附則第六項
第八十三条第三項	第一項	平成三十年改正条例附則第六項
第八十六条の三第二項	前条第一項から第三項までの規定によつて申告書	平成三十年改正条例附則第七項の規定によつて申告書

	前条第一項から第三項までの規定によつて申告納付する	平成三十年改正条例附則第七項及び第八項の規定によつて申告納付する
第八十六条の三第二項	前条第一項から第三項まで	平成三十年改正条例附則第七項

- 10 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第六項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、石川県税条例第八十六条の五の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第八十六条の二各項の規定により知事に提出すべき申告書には、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成三十年総務省令第二十四号)附則第五条第三項で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。
- 11 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 12 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第五号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 13 平成三十二年十月一日前に売渡し等が行われた平成三十年改正法第一条の規定による改正後の地方税法第七十四条第一項第一号に規定する製造たばこ(以下「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律附則第五十一条第九項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。
- 14 前項に規定する者は、当該製造たばこの貯蔵場所又は当該製造たばこを直接管理する小売販売業者の営業所ごとに、平成三十年改正法附則第十二条第三項に規定する申告書を平成三十二年十一月二日までに、知事に提出しなければならない。
- 15 前項の規定による申告書を提出した者は、平成三十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した平成三十年改正法附則第十二条第三項第二号に掲げる道府県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 16 附則第十三項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、附則第一項第五号に掲げる規定による改正後の石川県税条例の規定中県たばこ税に関する

部分(同条例第八十三条第一項、第八十四条、第八十五条、第八十六条の二、第八十六条の五及び第八十六条の六の規定を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十三条第二項	前項	石川県税条例等の一部を改正する条例 (平成三十年石川県条例第二十一号。 以下この節において「平成三十年改正 条例」という。)附則第十三項
第八十三条第三項	第一項	平成三十年改正条例附則第十三項
第八十六条の三第二項	前条第一項から第三項まで の規定によつて申告書	平成三十年改正条例附則第十四項の規 定によつて申告書
	前条第一項から第三項まで の規定によつて申告納付す る	平成三十年改正条例附則第十四項及び 第十五項の規定によつて申告納付する
第八十六条の三第三項	前条第一項から第三項まで	平成三十年改正条例附則第十四項

- 17 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第十三項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、石川県税条例第八十六条の五の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第八十六条の二各項の規定により知事に提出すべき申告書には、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成三十年総務省令第二十五号)附則第四条第三項で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。
- 18 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第六号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 19 平成三十三年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律附則第五十一条第十一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。
- 20 前項に規定する者は、当該製造たばこの貯蔵場所又は当該製造たばこを直接管理する小売販売業者の営業所ごとに、平成三十年改正法附則第十三条第三項に規定する申告書を平成三十三年十

一月一日までに、知事に提出しなければならない。

21 前項の規定による申告書を提出した者は、平成三十四年三月三十一日までに、当該申告書に記載した平成三十年改正法附則第十三条第三項第二号に掲げる道府県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

22 附則第十九項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第四条の規定による改正後の石川県税条例の規定中県たばこ税に関する部分（同条例第八十三条第一項、第八十四条、第八十五条、第八十六条の一、第八十六条の五及び第八十六条の六の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十三条第二項	前項	石川県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年石川県条例第二十一号。以下この節において「平成三十年改正条例」という。）附則第十九項
第八十三条第三項	第一項	平成二十年改正条例附則第十九項
第八十六条の三第二項	前条第一項から第三項までの規定によつて申告書	平成二十年改正条例附則第二十項の規定によつて申告書
	前条第一項から第三項までの規定によつて申告納付する	平成二十年改正条例附則第二十項及び第二十一項の規定によつて申告納付する
第八十六条の三第三項	前条第一項から第三項まで	平成二十年改正条例附則第二十項

23 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第十九項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、石川県税条例第八十六条の五の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第八十六条の一各項の規定により知事に提出すべき申告書には、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年総務省令第二十五号）附則第五条第三項で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

24 附則第一項第七号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

25 第二条の規定による改正後の石川県税条例第四百四十一条第二項の規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

26 第二条の規定による改正後の石川県税条例第百四十四条の九の二の規定は、平成三十一年度分の附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生する者に課する自動車税の種別割及び平成三十二年以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。

産業集積の形成及び活性化のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年六月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十二号

産業集積の形成及び活性化のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する
条例

産業集積の形成及び活性化のための県税の課税の特例に関する条例（平成二十年石川県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地域経済牽引事業の促進のための県税の課税の特例に関する条例

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 この条例は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第一項の規定により、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下この条及び次条において「法」という。）第二十四条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令（平成十九年総務省令第九十四号）第二条に規定する対象施設（以下この条から第三条までにおいて「対象施設」という。）を法第四条第二項第一号に規定する促進区域内に設置した法第十四条第一項に規定する承認地域経済牽引事業者について、当該対象施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税の課税の特例について定めるものとする。

第二条中「第五条第五項」を「第四条第六項」に、「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第二条の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

2 この条例による改正前の産業集積の形成及び活性化のための県税の課税の特例に関する条例の規定の適用については、なお従前の例による。

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年六月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十三号

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第五項」を「(法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する場合を含む。)」に改める。

第二条中「命ずる場合」の下に「若しくは法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による要請をしようとする場合」を加える。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

附則第二項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

(既存病床数に関する経過措置)

2 法第七条の二第一項若しくは第二項の申請があつた場合又は同条第三項の措置をとるべきことを命ずる場合若しくは法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による要請をしようとする場合において、知事が当該申請又は命令若しくは要請に係る病床の種別に応じ医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成三十年四月一日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換(当該病院又は診療所の療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。)又は介護医療院(同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。)の用に供することをいう。)を行つた場合における当該転換に係る入所定員数については、平成三十六年三月三十一日までの間、療養病床に係る既存の病床の数として算定する。

附則第三項及び第四項を削る。

附則第五項の見出しを削り、同項を附則第三項とし、同項の前に見出しとして「(転換病床を有する病院の人員に関する経過措置)」を付し、同項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定の適用を受ける病院の開設者が、転換を行おうとして、平成三十年六月三十日までの間に、再びその旨を知事に届け出た場合には、同項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、

「平成三十六年三月三十一日」とする。

附則第六項の見出しを削り、同項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同項を附則第五項とし、同項の前に見出しとして「(特定介護療養型医療施設等である療養病床を有する病院の人員に関する経過措置)」を付し、同項の次に次の一項を加える。

6 前項の規定の適用を受ける病院の開設者が、平成三十年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合には、同項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

附則第九項中「この項」の下に「及び次項」を加える。

附則第十一項を附則第十三項とする。

附則第十項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同項を附則第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 前項の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成三十年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、同項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

附則第九項の次に次の一項を加える。

10 前項の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成三十年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、同項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

旅館業法施行条例及び石川県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年六月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十四号

旅館業法施行条例及び石川県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

(旅館業法施行条例の一部改正)

第一条 旅館業法施行条例(昭和三十二年石川県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条第一項」を「第四条第二項」に、「営業施設」を「旅館業の施設」に、「第一条第一項第十一号、第二項第十号、第三項第七号及び第四項第五号」を「第一条第一項第八号、第二項第七号及び第三項第五号」に、「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め

る。

第二条中「営業施設」を「旅館業の施設」に改める。

第三条中「営業施設」を「旅館業の施設」に、「次の照度を有しなければならない」を「施設内のそれぞれの場所で、宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度を満たすものでなければならない」に改め、同条各号を削る。

第六条第三号中「布とん及びまくらは、随時日光にさらす等適当な方法により湿気を除く」を「寝具は、適切に洗濯、管理等を行う」に改める。

第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

第十一条中「営業施設」を「旅館業の施設」に改め、同条を第十条とする。

第十二条を第十一条とする。

第十三条の見出し中「旅館業営業施設」を「旅館業の施設」に改め、同条第一項中「第一条第一項第十一号、第二項第十号、第三項第七号及び第四項第五号」を「第一条第一項第八号、第二項第七号及び第三項第五号」に、「旅館業営業施設」を「旅館業の施設」に改め、同項第一号を削り、同項中第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項第一号イの基準はホテル営業について、同項第四号ロの基準は」を「前項第三号ロの基準は、」に改め、同条を第十二条とする。

(石川県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第二条 石川県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年石川県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第五号中「ホテル営業及び同条第三項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年六月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十五号

いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例

第一条 いしかわ子ども総合条例(平成十九年石川県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第七十三条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 県内一般事業主であつて常時雇用する労働者の数が二十一人以上四十九人以下のものは、一般事業主行動計画を策定し、公表するよう積極的に努めなければならない。

第二条 いしかわ子ども総合条例の一部を次のように改正する。

第七十三條第一項中「五十人以上」を「二十一人以上」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

附 則

この条例中第一条の規定は平成三十一年四月一日から、第二条の規定は規則で定める日から施行する。

石川県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年六月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十六号

石川県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

石川県営土地改良事業分担金徴収条例(昭和三十年石川県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

石川県営土地改良事業分担金等徴収条例

第一条中「に基いて」を「による」に改め、「分担金」の下に「及び法第九十一条の二の規定による特別徴収金」を加える。

第二条の見出しを「(分担金の徴収)」に改める。

第四条の見出し中「徴収の」を「分担金の徴収」に改める。

第六条の見出しを「(特別徴収金の徴収)」に改め、同条第一項を次のように改める。

知事は、事業であつて規則で定めるものの施行に係る地域内にある土地につき第二条第一項に規定する者が、当該事業の工事の完了につき法第百十三条の三第三項の規定による公告があつた日(その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度から起算して八年を経過する日までの間に、当該土地の全部若しくは一部を当該事業の計画において予定した用途以外の用途(以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等(所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下この項において同じ。)をした場合又は当該土地の全部若しくは一部を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、その者から、特別徴収金を徴収する。

第六条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「転用にかかる」を「第一項の特別徴収金の徴収に係る」に、「第一項の分担金」を「当該特別徴収金」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「の分担金」を「又は第二項の特別徴収金」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前

項」を「第一項又は第二項」に、「分担金」を「特別徴収金」に、「にかかる」を「に係る」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 知事は、法第八十七条の三第一項の規定により県が行う土地改良事業（以下この項において「機構関連事業」という。）の施行に係る地域内にある土地につき法第九十一条の二第六項各号のいずれかに掲げる者が、法第八十七条の三第七項において準用する法第八十七条第五項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該機構関連事業の工事の完了につき法第百十三条の三第三項の規定による公告があつた日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して八年を経過しない間に、法第九十一条の二第六項の当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収する。

3 前二項の特別徴収金の額は、当該事業に要した費用の額にその徴収に係る土地の面積を当該事業の施行に係る地域内にある土地の面積で除して得た数値（以下この項において「目的外用途の割合」という。）を乗じて得た額から、当該事業につき第二条第一項若しくは第二項又は法第九十一条第六項の規定により県が徴収した額に目的外用途の割合を乗じて得た額を差し引いて得た額とする。

附則第二項中「及び第六条第一項」を削り、「とあるのは「交付」を「とあるのは、「交付」に改め、「第六条第一項中「補助金の交付」とあるのは「貸付け」と、「交付された補助金の額及び県の自己負担額」とあるのは「交付された補助金及び貸付けを受けた貸付金の額並びに県の自己負担額」と」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第六条第一項の規定による特別徴収金は、この条例の施行の日以後に土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第五項の規定による公告のあつた県営土地改良事業について適用し、同日前に同項の規定による公告のあつた県営土地改良事業については、なお従前の例による。

3 改正後の第六条第二項の規定による特別徴収金は、この条例の施行の日以後に同項に規定する場合に該当する同項に規定する者について適用する。

金沢港機能強化整備基金条例をここに公布する。

平成三十年六月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

金沢港機能強化整備基金条例

(設置)

第一条 金沢港の機能強化の推進に要する経費の財源に充てるため、金沢港機能強化整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(第四条及び第五条において「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条の経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

いしかわ景観総合条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年六月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十八号

いしかわ景観総合条例の一部を改正する条例

いしかわ景観総合条例(平成二十年石川県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中「第二種中高層住居専用地域」の下に「田園住居地域」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年六月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十九号

石川県県営住宅条例の一部を改正する条例

石川県県営住宅条例(昭和二十四年石川県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第十九号」の下に「。以下「省令」という。」を加える。

第十四条第一項ただし書中「ない場合」の下に「(同項ただし書に規定する場合を除く。)」を加え、「規定による請求」を「規定による報告の請求」に改める。

第十五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、入居者が省令第八条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第三十六条第一項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があると知事が認めるときは、この限りでない。

第十五条第二項中「公営住宅法施行規則第八条」を「省令第七条」に改め、同条第三項中「基づき」の下に「(同項ただし書に規定する場合にあつては、省令第九条に規定する方法により)」を加える。

第三十一条第二項中「第八条第二項」の下に「(第十五条第一項ただし書に規定する場合にあつては、政令第八条第三項において読み替えて準用する同条第二項)」を加える。

第三十九条及び第四十条中「第十一条」を「第十二条」に改める。

別表一里野団地県営住宅の項を削り、同表に次のように加える。

白帆台団地県営住宅	河北郡内灘町
-----------	--------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。